

第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出の提出書類一覧
 (旧介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA)

電子申請届出システムにより届出をする場合は、下線を引いている書類は添付不要です。
 ただし、他の変更事項(管理者等)とあわせて届け出る場合は(別紙2-3)を添付してください。

加算項目	添付書類
共通	<input type="checkbox"/> <u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2-3)</u> <input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4) ↳旧介護予防訪問介護相当サービスについてはこの様式の「訪問型サービス(独自)」の欄にご記入ください。 <input type="checkbox"/> 第1号支給費算定に係る体制等状況一覧表(訪問型サービスA)(参考様式8-A3) <input type="checkbox"/> 誓約書(加算様式9-A-3) <input type="checkbox"/> <u>変更届・介給届連絡票※1</u> <input type="checkbox"/> <u>定型封筒(切手貼付)※2</u>
介護職員等処遇改善加算等	介護職員等処遇改善加算等のページを参照
LIFEへの登録	<input type="checkbox"/> 共通書類のみ 下記の厚生労働省ホームページに掲載している資料を確認の上で登録手続きをしておいてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html
割引	<input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業所等による介護給付費等に割引に係る割引率の設定について (「割引を設定する場合について」の記載例を元に要作成) <input type="checkbox"/> 運営規程(「割引を設定する場合について」のとおり改正が必要。)

※1 介給届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。

※2 介給届の内容審査後、郵送で変更受付票の送付を希望する場合は添付してください。